

札幌市新型インフルエンザ対策行動計画（案） に対する意見募集の結果について

新型インフルエンザ対策行動計画（案）について、平成 24 年 1 月 23 日（月）から平成 24 年 2 月 21 日（火）までパブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を募集しました。

このたび、いただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をまとめましたので報告いたします。

なお、いただいたご意見は、趣旨が変わらない程度に要約しておりますことをご承願いたします。

1 意見募集概要

（1）意見募集期間

平成 24 年（2012 年）1 月 23 日（月）～ 平成 24 年（2012 年）2 月 21 日（火）

（2）意見募集方法

郵送、FAX、電子メール、ホームページ上意見募集フォーム、直接持参

（3）資料配布場所

札幌市保健所感染症総合対策課、札幌市役所本庁舎 2 階行政情報課、
各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課

2 意見の概要と札幌市の考え方

No.	意見の概要	札幌市の考え方
行動計画の基本的考え方について		
1	患者の入院措置や感染のある者の外出自粛などについては、法的拘束力が必要である。法定伝染病以上の拘束力のある政令を期間的に定め、罹患家族及び地域等の隔離を図るべきではないか。	現行の感染症法*において、新型インフルエンザは二類感染症の措置を実施するとともに、政令により一類感染症相当の措置も可能な感染症として指定されており、患者の入院については法律に基づく措置が可能です。感染の恐れのある者に対する外出自粛等については法律上の規定がありませんが、法律の改正や政令の制定等は、国が行うべき事項であり、地方自治体である札幌市が行うことはできません。そのため、札幌市といたしましては、現行の法律に基づき対策を講じることとしておりますことから、行動計画改定案には記載いたしません。今後、国が法律の改正等を行う場合には、必要に応じて行動計画等の改定について検討してまいります。

		<p>※法定伝染病について定めた「伝染病予防法」は1999年に廃止され、現在、感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」によって、危険性の程度に応じて一類感染症から五類感染症等に分類されております。</p>
2	<p>「バランスのとれた戦略」や「一連の流れをもった戦略」は必要だが、市内で突発的に発生した場合（テロによるウイルスの侵入や、患者の発生情報が乏しい状況下での発生）にも対応できるよう具体的な行動計画を定める必要がある。</p>	<p>札幌市の行動計画は、新型インフルエンザに対し、国や北海道等と一体的な対策を講じるため、国の行動計画に合わせて策定しております。また、行動計画は、対策の枠組みを示したものであり、対策の詳細については「新型インフルエンザ対応マニュアル」において定めることとしておりますことから、行動計画改定案には記載しないことといたします。</p> <p>しかしながら、新型インフルエンザの発生については、国際観光都市である札幌市で国内の第1号患者が発生することも想定されますことから、対応マニュアルにおける発生の想定等において具体的に検討する予定です。</p>
ワクチンについて		
3	<p>パンデミックワクチンの接種については、優先接種の対象者や接種順位を再考する必要がある。市の社会・経済機能を最低限維持するため、ライフラインの中核組織と、隔離した地域の対象者を最優先にするべきではないか。</p>	<p>ワクチン接種に関しましては、市町村は国が決定した接種対象者や接種順位等に基づき、具体的な接種について検討することとなっております。</p> <p>国では現在、新型インフルエンザワクチンに関するガイドラインの策定を進めております。札幌市といたしましては、国のガイドラインの内容を踏まえ、対応マニュアルにおいて全市民がワクチンを接種できる体制を速やかに構築してまいりますことから、行動計画改定案には記載しないことといたします。</p>